

募集要項の概要

施設名	「堺市立文化館」			
項目	I はじめに・II 施設設置目的・III 事業内容に関する事項			
① 対象施設の名称・場所 P.1-	堺市立文化館：堺市堺区田出井町 1-2-200			
② 指定管理者が行う業務 P.1	<ul style="list-style-type: none"> 施設の運営に関する業務（施設等貸出業務、利用料金の收受業務、施設利用案内等に関する業務、サービス向上及び苦情対応、広報業務等） 施設の維持管理に関する業務（適正な維持管理、備品等の貸与及び購入、保守点検業務等） ミュージアムの管理運営に関する業務（企画展等の企画・実施、作品等の画像データの貸出、観覧券の作成及び販売、観覧希望者からの問合せ対応、所蔵作品のレプリカ及び画像データの作成等） その他（緊急時の対応、関係機関等との協議、目的外使用許可、市の主催事業・広報業務等への協力、規則・マニュアル等の作成等） 			
③ 管理の基本的事項 P.1-	<ul style="list-style-type: none"> 文化館条例に基づく管理 ・ 個人情報保護の徹底、情報公開 ・ 公正、公平な管理 ・ 政治的行為又は宗教的行為等の禁止 利用者の人権を尊重したサービス提供 ・ 法令遵守 ・ 効果的・効率的な管理運営による経費縮減 ・ 利用者意見等を反映したサービス向上 施設設備の適正な維持管理 ・ ベルマーージュ堺内の住民や自治組織、事業者等と良好な関係の維持 			
④ 指定期間（予定） P.2	令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（5 年間）。この期間は、市議会の議決を経て決定する。			
⑤ 自主事業 P.2	施設の利用促進やサービス向上のため企画提案し、自己の責任と費用で実施する。 <ul style="list-style-type: none"> 自主事業①：指定管理者が自ら企画提案して実施する事業 自主事業②：市が施設の設置目的や特性等から必要と認める事業について、指定管理に企画提案を求める事業 			
⑥ 管理経費等 P.2-	<ul style="list-style-type: none"> 会計年度（4 月 1 日～3 月 31 日） ・ 指定管理料の支払い等 ・ 指定管理料の支払時期 指定管理料に含まれる経費（人件費・管理費・事業費） ・ 指定管理者の収入（指定管理料・施設利用料収入・観覧料収入） 自主事業の実施に係る経費 ・ 経理事務 			
⑦ 利用料金等 P.4-	<ul style="list-style-type: none"> 利用料金制の採用 ・ 減免基準及び減免による減収分の補填なし ・ インボイス制度への対応 ・ 自主事業の入場料等 			
⑧ 管理の基準 P.5-	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令等の遵守 ・ 開館時間及び休館日についての指定管理者からの提案、市長の承認 ・ 使用許可 ・ 守秘義務 個人情報の保護 ・ 情報公開 ・ 文書管理 ・ 障害を理由とする差別の解消の推進 本市の施策との整合 <ul style="list-style-type: none"> ：障害者等就職困難者の雇用、市内経済の活性化、地域の活性化、地域コミュニティの醸成、環境問題への取組、暴力団排除、市政への協力 			
⑨ 事業計画書 P.8-	<ul style="list-style-type: none"> 管理の基本方針 ・ 芸術文化振興の考え方 ・ 従業員の配置、研修計画 ・ 個人情報の保護方針 ・ 情報公開方針、広報計画 利用促進計画 ・ モニタリング計画 ・ 自主事業計画 ・ 管理施設等の維持管理方針 ・ 第三者への業務委託計画 ・ 苦情要望への対応 緊急時対策 ・ 収支計画 ・ 目標設定と目標達成の方策 ・ 警備業務及び保守点検業務等の計画 等 			
⑩ リスク分担 P.9	「堺市立文化館指定管理者募集要項」別紙 4「リスク分担表」のとおり。指定管理者の指定後に協議を実施			
⑪ 保険加入 P.9	市と指定管理者を被保険者とする施設賠償責任保険への加入			
⑫ 第三者委託 P.10	管理業務の第三者委託の不可。ただし、別紙 5 記載の業務について、あらかじめ市の承認を得た場合は委託可。			
⑬ 本市の指示等 P.10	(1) 管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地調査し、必要な指示ができる。 (2) (1) の指示に従わないときは、指定を取り消し、業務の停止を命ずることができる。			
⑭ 定期会議の開催 P.10	情報交換、業務の調整等を図る定例会議を四半期ごとに開催。			
⑮ モニタリング及び評価 P.10-	<ul style="list-style-type: none"> 利用者アンケート等による意見聴取の結果を集計し市に報告 ・ 報告に基づく、指定管理者への必要な指示・評価の実施 第三者によるモニタリングの実施（指定管理者の指定後、別途通知） 			
⑯ 管理業務の報告 P.11-	<ul style="list-style-type: none"> 会計年度終了後の事業報告書の提出、公開 ・ 月例報告書の提出 ・ 緊急事態等の報告 			
⑰ 管理業務の継続が困難になった場合の措置 P.12	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者の帰責事由により継続困難となった場合は、指定取り消し等の措置をとり、損害は本市に賠償する。 不可抗力等により継続困難となった場合は、協議し、協定の解除及び指定の取消しができる。 			
⑱ 引継ぎ等 P.12	<ul style="list-style-type: none"> 指定後の市との引継ぎ ・ 従業員の研修及び帳票類の印刷等の準備等 ・ 指定期間満了又は指定の取消しによる、次期指定管理者への引継ぎ 引継ぎ時の施設設備の原状回復 ・ 令和 6 年度の「クオ・ヴァディス」をテーマにした企画展の実施 			
⑲ 管理業務に関する評価 P.12-	モニタリング結果をもとに、年度終了後に指定管理者による一次評価、所管課による二次評価を実施。第三者の外部有識者の意見聴取、管理業務への反映。必要に応じた是正措置、指定管理料の減額などのペナルティ。評価結果は市ホームページに公表。			
IV 募集に関する事項				
① 公募及び選定のスケジュール P.13	募集要項の公表（市 HP）	令和 5 年 7 月 20 日（木）～9 月 19 日（火）	応募書類の受付	令和 5 年 9 月 11 日（月）～19 日（火）
	施設の現地説明会	令和 5 年 8 月 7 日（月）	書類審査・面接審査	令和 5 年 10 月上旬（予定）
	質問書の受付	令和 5 年 8 月 10 日（木）～17 日（木）	選定結果の通知	平成 5 年 10 月中旬（予定）
	質問書の回答（市 HP）	令和 5 年 8 月 24 日（木）予定	市議会による指定管理者の議決	令和 5 年 12 月（予定）
② 応募資格等 P.13-	<ul style="list-style-type: none"> 法人その他の団体又は複数の法人等が構成するグループ ・ 欠格事項に該当しているものでないこと 			
V 提出書類に関する事項 P.16-		「堺市立文化館」の様式を参照		
VI 選定及び指定に関する事項				
① 選定審査方法 P.19	資料 2（選定審査方法）、資料 3（選定基準）参照			
② 選定結果通知等 P.19-	選定結果については、令和 5 年 10 月中旬を目途に文書で通知し、市 HP で公表。			
③ 指定管理者の指定等 P.20	候補者の決定後、市議会（12 月予定）で指定議案の議決を経て指定。			
④ 協定に関する事項 P.20	指定後、指定期間内における基本的事項について定める「基本協定」、年度ごとに変更が予定される事項について定める「年度協定」を締結			
VII その他 ①注意事項 ②添付資料 P.20-				